

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年1月21日)

1 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画」の策定について

【県土総務課】……1ページ

2 県内直轄道路事業の供用予定期限の公表について 【道路企画課】……3ページ

3 白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースの全線供用開始について

【道路企画課】……4ページ

4 冬季風浪による浜村海岸(国道9号)への侵食被害の対応について

【河川課】……別冊

5 一般社団法人鳥取県建設業協会から鳥取県への水防資材贈呈式について

【河川課】……別冊

6 鳥取沿岸海岸保全基本計画改定に係るパブリックコメントの実施結果について

【河川課】……5ページ

7 淀江産業廃棄物処理施設計画地における地下水調査等の準備状況について

【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】……7ページ

8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【技術企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課】……8ページ

県 土 整 備 部

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画」の策定について

令和2年1月21日

県土総務課

1 概要

- (1) 「建設職人基本法」に基づき、建設工事従事者の安全と健康の確保を目的とした県版の計画を策定する。
- (2) 計画は、国や鳥取県等が実施している労働者の安全確保に資する取組を集約し、関係者をはじめ県民に普及・啓発を行うことで、工事施工の安全に係る環境整備をさらに進めるものである。
- (3) このたび、関係団体による検討会議を通じてとりまとめた計画案について、広く県民の意見を聴取してより良い計画とするため、パブリックコメントを実施する。

2 背景・経緯等

(1) 「建設職人基本法」の制定

建設業における労働災害が後を絶たない状況等を背景に、平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（いわゆる「建設職人基本法」）」が施行され、公共・民間工事を問わず、工事施工における安全対策に必要な経費（安全衛生経費）の確保や、労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらない（＊）一人親方への配慮等を図るため、国が基本計画を策定し、都道府県はこの計画を勘案して、地域の実情に沿って労働者の安全環境を充実させるための計画の策定を求められている。＊ 労働者とみなされず、原則労災保険に加入できない。

(2) 国の基本計画

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本的な計画」（平成29年6月閣議決定）は、これまで省庁間で縦割りとなっていた労働安全衛生関係施策等を集約し、国土交通省、厚生労働省等の既存施策を基本計画に位置づけ、広く啓発・周知を進める内容となっている。

なお、国において、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるための実効性のある施策の検討に取り組んでおり、今後その具体的な内容が示される予定である。

(3) 鳥取県計画

鳥取県においては、県版計画の策定に向けて、関係者（鳥取県、国、市町村、業界団体）による検討会議を開催して計画に盛り込むべき内容等を議論し、それらを踏まえた計画案を策定したところである。

※ 他都道府県の状況：17府県で策定済み（中国地方は山口県のみ）。

3 計画のポイント

(1) 成果指標

鳥取労働局や鳥取県等で実施している各種の施策等を集約して取組分野ごとに整理し、県内の現状・課題等を踏まえ、3つの目標（労働災害の撲滅、一人親方等の安全の確保、担い手の確保）に応じた成果指標を設定する。

(2) 県独自の取組

降雪等の自然条件を考慮した工期設定、リスクアセスメント（＊＊）、新技術・新工法 等

＊＊ 労働災害防止を目的に危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

(3) 関係施策の充実

現在国が検討を進めている、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための実効性ある施策（安全衛生対策確保に係る元請下請のチェックリストや標準見積書、発注者・一人親方向けのリーフレット作成等）の進捗状況を踏まえ、今後、鳥取県でも施策の充実を図る予定である。

(4) 協議会の設置

計画策定後は、労働災害に係る情報共有や安全衛生の取組、諸課題の解決策に係る議論等を進める協議会（＊＊＊）を設置し、定期的に計画目標の進捗管理を行う。

＊＊＊ 協議会の構成員（予定）

〔国〕国土交通省、厚生労働省 〔市町村〕市長会、町村会 〔県〕関係部局

〔関係団体〕（一社）鳥取県建設業協会（建設業労働災害防止協会鳥取県支部）、（一社）鳥取県管工事協会、

（一社）鳥取県電業協会、（一社）鳥取県造園建設業協会、（一社）鳥取県建設大工工事業協会、

鳥取県技能士会連合会、鳥取県塗装工業会、鳥取県鳶土工協会、鳥取県鉄筋技能士会

4 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和2年1～2月	○ パブリックコメントの実施、意見集約
3月	○ 県議会への報告（パブリックコメント実施結果）
4月	○ 計画の施行

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画」の概要

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画とは

鳥取県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。【計画期間】令和2年度から令和6年度までの5年間

2 策定の経緯

建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公私発注・民間発注・民間発注等について、国・都道府県に対して特に手厚い対策が求められている。

こうした中で、平成29年3月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の規定に基づき、鳥取県における計画を策定するもの。

3 本県の現状と課題

1 建設業の労働災害発生件数は84名(平成30年)	・建設工事現場における労働災害発生件数は、長期的には減少傾向だが、平成29年には増加に転じる。(95件:うち2名死亡)等、労働災害は後を絶たない状況にある。
2 他の労働者と同様に従事している労働者等は、労働安全衛生上の保護対象外	・そもそも建設就業者のうち、一人親方等の占める割合を把握できていないことがある。
3 安全確保対策への取り組むことが必要	・建設工事従事者の高齢化と若年者の人職が減少する等、担い手の確保を進めることが必要

4 具体的な取組と成果指標

目標1 労働災害の発減	目標2 一人親方等の安全の確保	目標3 担い手の確保
■ 安全衛生経営確保対策促進(国施策を受けて実施)	■ 安全衛生経営費確保対策促進(国施策を受けて実施)	■ 週休二日制の実現 ■ 人手参加資格審査における社会保険未加入者排除 ■ 遊戯キャラクタープラットフォームの活用促進
■ 元下請取引に係る立入検査等の実施	■ 元下請取引に係る立入検査等の実施	■ 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針による元下請契約の適正化
■ 自然条件を考慮した工事発注の実施	■ 自然条件を考慮した工事発注の実施	—
■ 責務負担行為の活用による工事発注の平等化	■ 責務負担行為の活用による工事発注の平等化	—
■ 元下請取引に係る立入検査等の実施	■ 元下請取引に係る立入検査等の実施	■ 鳥取県の労災保険特別加入制度加入への促進
■ 下請業者の安全管理能力の向上に向けた取組	■ 下請業者の安全管理能力の向上に向けた取組	■ ICタグ活用工事の導入促進
■ 施策1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	■ 施策2 責任体制の明確化	■ 災害防止対策を受けて実施する(国施策を受けて実施) ■ 一人親方等の安全衛生等の安全管理への配慮の促進
■ 施策3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	■ 施策4 安全性の点検	■ 一人親方の労災保険特別加入制度加入への促進
■ 施策5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	■ 施策6 建設工事の現場の安全管理のリスクアセスメントの取組を促進する	■ 建設工事現場における安全ハーネルの実施 ■ 建設工事現場における安全ハーネルの実施
■ 成果目標	■ 建設工事現場における安全ハーネルの実施 ■ 建設工事現場における安全ハーネルの実施 ■ 安全優良施工大臣顕彰受賞者の公表	■ 建設工事現場における安全ハーネルの実施 ■ 建設工事現場における安全ハーネルの実施 ■ 安全優良施工大臣顕彰受賞者の公表
■ 基準年度(平成30年度)	■ 2 一人親方等(*1)の労災保険特別加入者数	■ 3 在能労働者数(*2)
■ 目標年度(令和6年度)	■ 042名	■ 14,734名
■ 1 25名	■ 14,734名(現状維持)	—

*1 他人を雇うことなく個人で働く職人のほか、中小の事業主や家族従事者等も含む。

*2 平成27年国勢調査

5 施策を推進するために必要な事項

- 社会保険等の加入の徹底や「働き改革」の推進による建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上
- 労働安全衛生法令の遵守徹底等による整備・転落災害防止対策の充実強化
- 建設業界の積極的な魅力発信による担い手の確保

6 計画の推進体制

国、県、市・町村、関係団体による
「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画推進協議会」を設置し、関係者が連携して、施策の検討、実効性のある施策の着実な遂行を推進する。

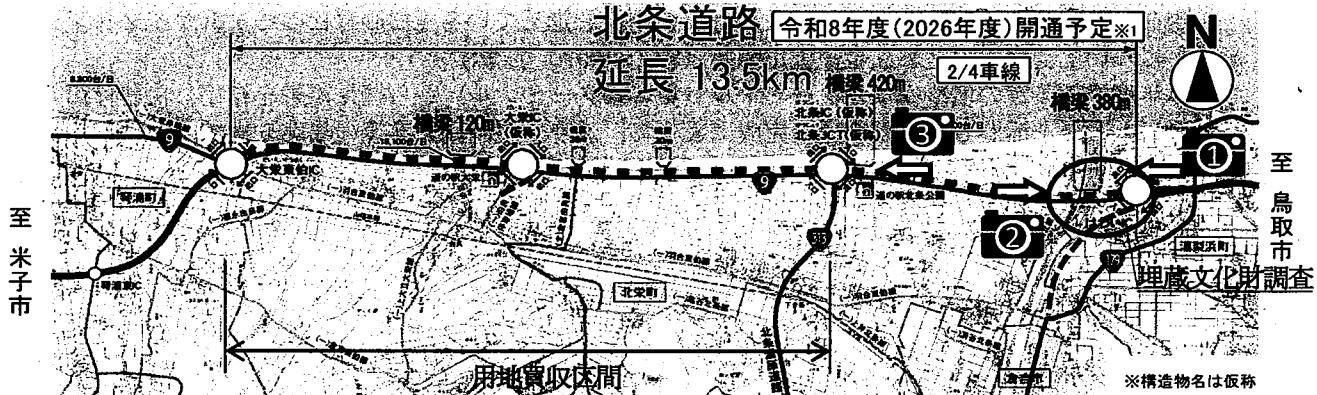
県内直轄道路事業の供用予定期の公表について

令和2年1月21日
道路企画課

国土交通省中国地方整備局管内の直轄道路事業である山陰道 北条道路と国道183号 鍵掛峠道路の供用見通しが令和元年12月25日に公表されましたので報告します。

1 山陰道 北条道路 令和8年度(2026年度)供用予定

(用地買収・埋蔵文化財調査及び大規模橋梁工事・軟弱地盤対策工事等が順調に進捗した場合)



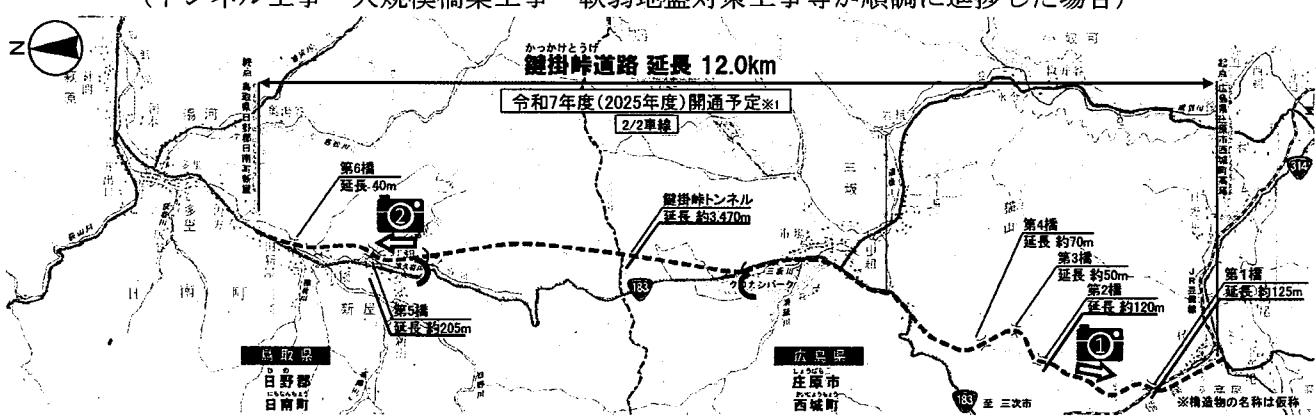
北条道路（山陰道）の概要

起 点: 湯梨浜町はわい長瀬
終 点: 琴浦町楓下
計画延長: 13.5km
車線数: 暫定2車線(4車線)



2 国道183号 鍵掛峠道路 令和7年度(2025年度)供用予定

(トンネル工事・大規模橋梁工事・軟弱地盤対策工事等が順調に進捗した場合)



国道183号 鍵掛峠道路の概要

起 点: 広島県庄原市西城町高尾
終 点: 鳥取県日野郡日南町新屋
計画延長: 12.0km
車線数: 2車線



白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースの全線供用開始について

令和2年1月21日
西部総合事務所地域振興局
米子県土整備局
観光交流局観光戦略課
県土整備部道路企画課

現在、弓ヶ浜工区（国道沿い）（約2.5km）の整備を進めている『白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース』について、以下のとおり全線供用開始（約15.8km）します。

本年度竣工予定の境夢みなとターミナル（貨客船ターミナル）から皆生温泉を結び、白砂青松の弓ヶ浜半島の景観を活かした自転車道の完成によって、より一層の観光客等の集客や地域における利活用が期待されます。

1 供用開始日時

令和2年3月22日（日）午前11時

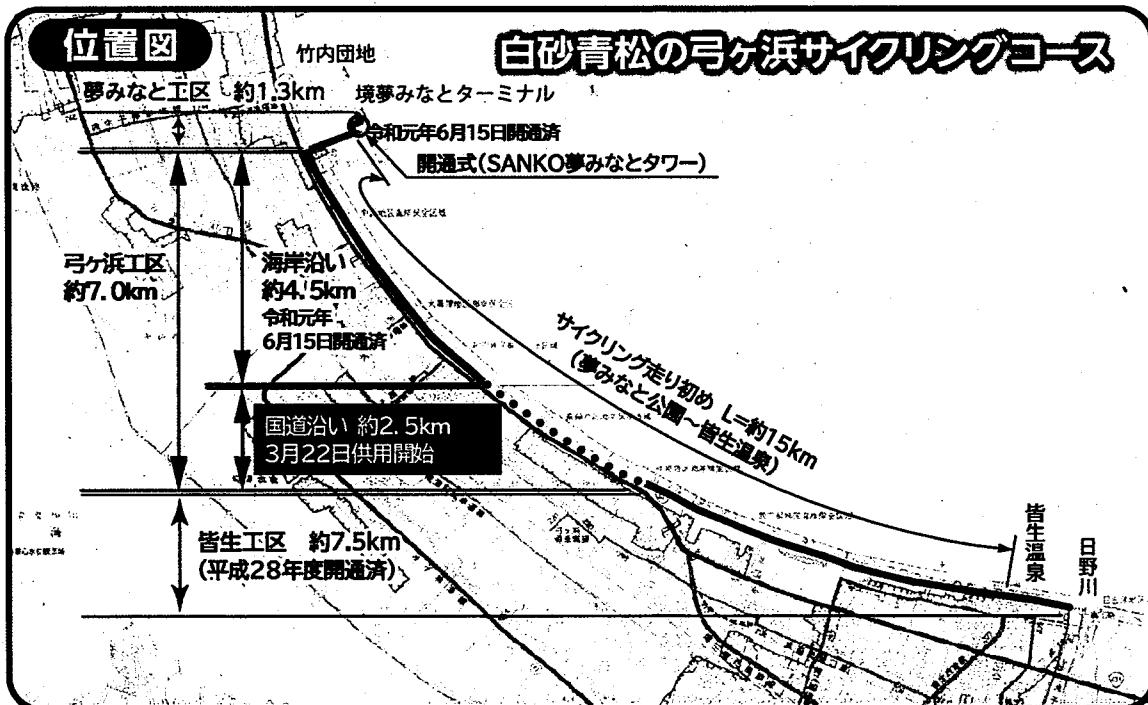
2 事業概要

工区名	夢みなと工区	弓ヶ浜工区	皆生工区
事業期間	平成29年度～平成30年度	平成27年度～令和元年度	平成25年度～平成28年度
事業箇所	境港市竹内団地	境港市高松町～米子市夜見町	米子市夜見町～皆生新田
延長	約1.3km	約7.0km (今回供用は国道沿い約2.5km)	約7.5km
幅員	4.0m	4.0m	3.0m
事業費	86百万円	1,131百万円	100百万円

3 開通式

日 時 3月22日（日）午前9時から
場 所 SANKO 夢みなとタワー（境港市竹内団地255-3）
主 催 鳥取県
関連行事 祝賀行事（テープカット、久寿玉開披）、サイクリング走り初め（夢みなと公園～皆生温泉）
とっとり横断サイクリングルート（仮称）の愛称披露【予定】

4 位置図



鳥取沿岸海岸保全基本計画改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年1月21日
河川課

鳥取沿岸海岸保全基本計画の改定案について、幅広く県民の皆様から意見を聞くため、パブリックコメント及び電子アンケートを実施しましたので、その結果を報告します。

1 意見募集概要（※以下のほか、有識者、関係機関への意見照会を別途実施）

(1) パブリックコメント

- ・実施期間：令和元年11月29日から12月25日まで
- ・意見募集の方法：県ホームページ掲載のほか、新聞広告、チラシの配架（県各庁舎、市町村役場等）
- ・意見の件数：33件（12名）

(2) 電子アンケート

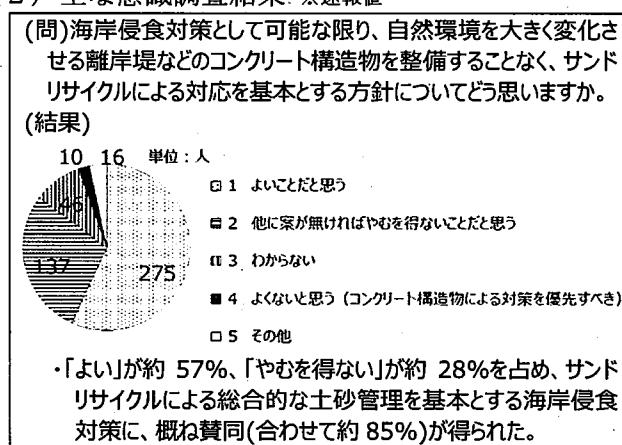
- ・実施期間：令和元年12月13日から12月22日まで
- ・意見募集の方法：県政参画電子アンケート
- ・回答の件数：484件（679名中484名回答、回答率71%）

2 意見の概要

(1) 主な意見

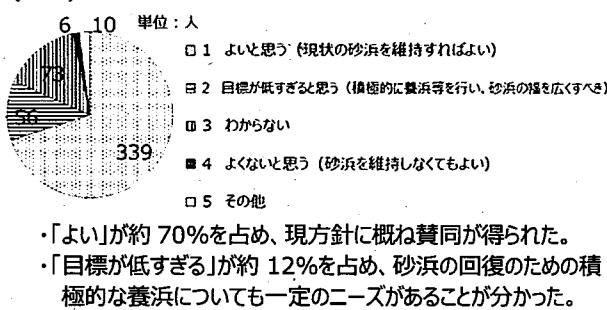
- ・L2津波（施設による防護水準を超える最大クラスの津波）に対しては、ハード整備による対策ではなくソフト対策が重要である。
- ・L2津波に対するハード対策は計画しないのか。
- ・長期的な課題（地球温暖化に伴う海面上昇）を記述すべきである。
- ・近年の災害を考えると、最大クラスの津波も見直す必要があるのではないか。
- ・砂浜の海岸保全施設指定を位置付けた先駆的な改定案であると思う。指定に向けた技術的な課題は多いと思うが、優先順位を決め、確実に指定して欲しい。
- ・砂浜を海岸保全施設とみなす発想はよいと思うが、施設とみなすことでいたずらに人の手が加えられる（人工構造物の設置等）ことを懸念する。
- ・砂浜の管理について、監視カメラ等を利用した効率的・省力的な管理システムの構築を期待する。

(2) 主な意識調査結果（※速報値）



（問）海岸侵食対策として、砂浜がこれ以上失われないよう「現況の汀線（海水面と海浜の境界線）」を基本に海岸線を保全し維持するという目標についてどう思いますか。

（結果）



3 スケジュール

今後、パブリックコメント等の結果を踏まえ、鳥取沿岸海岸保全基本計画改定連絡調整会議（第2回）を開催し、最終案をとりまとめる。

R1. 10. 28	鳥取沿岸海岸保全基本計画改定連絡調整会議※（第1回）を開催
R1. 10. 28～11. 29	学識経験者、海岸管理者及び沿岸関係市町村に対し、海岸法に基づく意見聴取
R1. 11. 29～12. 25	パブリックコメントを実施
R1. 12. 13～12. 22	県政参画電子アンケートを実施
R2. 1. 21	パブリックコメント・電子アンケート結果取りまとめ、報告【今回】
R2. 2	鳥取沿岸海岸保全基本計画改定連絡調整会議※（第2回）を開催
R2. 2	鳥取沿岸海岸保全基本計画決定
R2. 3	鳥取沿岸海岸保全基本計画を公表し、各主務大臣へ提出（海岸法第2条の3第6項）

※構成員：鳥取大学黒岩教授、各海岸管理者、各関係市町村、オブザーバー：国交省日野川河川事務所長

[目次] 鳥取沿岸海岸保全基本計画改定案の概要(主な改正点)

1 法改正により必要となつた津波に対する防護水準（想定する津波の高さ）を新たに定め、対策を記載

①比較的発生頻度の高い津波（L1津波）

(想定する津波の高さ)

- ・検討対象地震により想定されるL1津波による区間最大津波高を算出し、新規設定
(対策)
- ・L1津波について、施設で防護するハード対策を行います。
(※ 定める想定L1津波高さは、現計画堤防高T.P.+4.5mで防護可能なため、新たな対策は不要。)

ゾーン名	防護水準(想定する津波高)	
	対象地震	L1津波
①岩美ゾーン	1983年 日本海 中部地震	T.P.+2.2m
②千代川周辺ゾーン		T.P.+2.6m
③長尾鼻ゾーン		T.P.+2.8m
④天神川周辺ゾーン		T.P.+2.8m
⑤大山ゾーン		T.P.+3.2m
⑥日野川周辺ゾーン		T.P.+2.5m

*T.P. : 東京湾中潮位 (東京湾平均海面)

②最大クラスの津波（施設により防護する水準を超えるL2津波）

(想定する津波の高さ)

- ・検討対象地震により想定されるL2津波による区間最大津波高を算出し、新規設定

(対策)

- ・最大クラスの津波（L2津波）や高潮については、現在の計画堤防高T.P.+4.5mでは防護できない場合があるため、適切な避難対策などのソフト対策を行います。

ゾーン名	L2津波設定水準(想定する津波高)	
	近地津波 津波高	遠地津波 津波高
①岩美ゾーン	T.P.+4.8m	T.P.+4.9m
②千代川周辺ゾーン		T.P.+5.5m
③長尾鼻ゾーン		T.P.+5.5m
④天神川周辺ゾーン		T.P.+6.6m
⑤大山ゾーン		T.P.+7.4m
⑥日野川周辺ゾーン		T.P.+4.9m

* : 施設による防護水準(T.P.+4.5m)を超える外力

○新たに定めた想定する津波の高さ、波浪等に関する最新の観測値を踏まえ、海岸保全施設整備に関する防護水準を見直し（⇒結果的には、従来の防護水準を踏襲）

- ・海岸の防護に関する事項（海岸の防護水準）の見直し

侵食・高潮・波浪の設計外力の見直し、L1津波の設計外力の新設

侵食・高潮・波浪については、最新データ（既往最大潮位、50年に一度発生し得る大きさの波）に基づく設計外力を算出したが、現計画の設計外力以下でした。⇒現計画を踏襲（※設計外力を下げる見直しは行いません。）



青 A: 現計画策定時までの潮位・波浪データに基づく想定

赤 B: 最新の潮位・波浪データに基づく想定を算出

→ 確認のため比較したが、結果的にAとBであり、従来の想定を踏襲
(※想定の引き下げは行いません。)

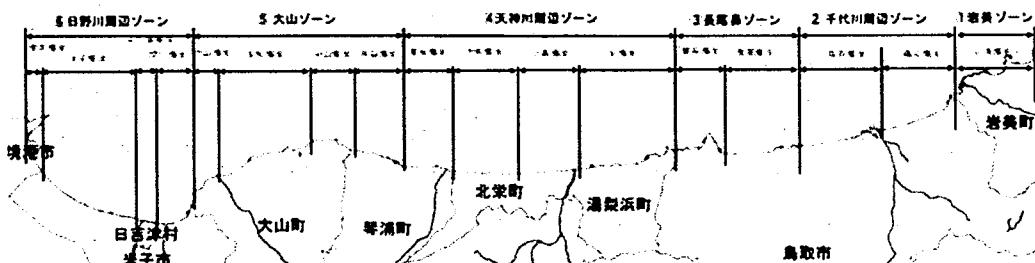
2 海岸保全施設に指定する可能性のある砂浜を明記

- ・国は、砂浜が持つ波を弱めたり、基礎として構造物を支えたりする機能に着目し、範囲などを明確にした上で砂浜自体を海岸保全施設として指定し、適切に管理するという方向性を打ち出しています。これを受け、県が将来的に海岸保全施設として指定する可能性のある砂浜について、計画の中に明記しました。

3 法改正により必要となつた海岸保全施設の維持修繕への取り組み方針について、日常の巡視や定期点検の基本的な方針を新たに記載

4 今後の長期的な気候変動に伴う大幅な外力（潮位や波浪等）の変化が見込まれる場合には、計画の見直しを行うことを新たに明記

〈参考〉
鳥取沿岸図



淀江産業廃棄物処理施設計画地における地下水等調査の準備状況について

令和2年1月21日
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

淀江産業廃棄物処理施設計画地における地下水等調査について、「予備調査」に係る委託業者の決定及び委員予定者の任命手続き状況について報告します。

1 「予備調査」に係る委託業者の決定について

「予備調査」は、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という）で使用する検討資料（計画地周辺の地形・地質・地下水等のデータ及び資料等）を幅広く収集する目的で業務委託するもので、12月23日に調達公告開始、1月10日に開札し、以下のとおり委託業者を決定した。

■委託業者 株式会社 建設技術研究所 鳥取事務所

住所	鳥取市晚稻434（本社：東京都中央区日本橋浜町）
代表者	所長 近藤 仁（代表取締役社長 中村哲己）
事業内容	土木建設事業に関する企画、調査、計画、設計及び事業監理
資本金	30億円

[参考]

- (1) 業務名 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査検討業務委託
- (2) 業務場所 米子市淀江町
- (3) 業務内容 地下水等調査業務（資料調査、現地試験、調査計画立案、考察ほか）
- (4) 契約期間 契約締結日～令和2年3月25日
- (5) 契約金額 2,431,000円

2 委員予定者の任命手続き状況について

委員予定者（5名）からは、委員就任の内諾を得ており、現在、1月中の任命に向けて委嘱手続きを行っている。

[参考]

<委員予定者>

しまだじゅん 嶋田 純	すぎたふみ 熊本大学名誉教授（水文学分野）、杉田文千葉商科大学教授（水文学分野）
いとうひろこ 伊藤浩子	一般財団法人地域地盤環境研究所主任研究員（水理地質分野）
かつみたけし 勝見 武	京都大学大学院教授（地盤工学分野）、小玉芳敬 鳥取大学教授（地形・地質分野）

<委員の専門分野>

- 水文学分野…地下水の広域流動特性を地下水位分析や溶存成分、表流水系分布等から調査・解析
- 水理地質分野…帶水層水理特性及び水頭ポテンシャル分布等から地下水流動を調査・解析
- 地盤工学分野…施設が周辺地下水に与える影響の工学的評価を調査・解析
- 地形・地質分野…周辺の地形・地質と地下水賦存状況について調査・解析

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】						
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日
技術企画課 〔八頭県土 整備事務所〕	八河谷川外災害復旧工事(30年災112号、114号、124号、125号、128号、265号及び359号)	八頭郡 八頭町 八河谷外	有限会社プロジェクト 代表取締役 大谷 朝丸	118,800,000円 (予定価格) 119,435,800円	令和元年12月26日 ～ 令和3年1月4日	令和元年12月26日 ～ 一般競争入札 (2社)
河川課 〔鳥取県土 整備事務所〕	佐治川ダムテレメータ放流警報設備改良工事	鳥取市 佐治町 尾際 ～ 細尾	日本電気株式会社山陰支店 支店長 宮尾 修二	150,920,000円 (予定価格) 162,302,050円	令和元年12月9日 ～ 令和2年11月5日	令和元年12月9日 ～ 一般競争入札 (3社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】							県土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
技術企画課 〔八頭県土 整備事務所〕	国道373号道路災害復旧工事(30年災241号)	八頭郡 智頭町 智頭	株式会社谷口工務店 代表取締役 谷口 洋一	(当初契約額) 151,956,000円	平成30年11月9日～ 令和元年12月4日	(当初契約年月日) 平成30年11月9日	—
				(第1回変更後契約額) 154,557,820円 (変更額) 2,601,820円		(第1回変更契約年月日) 令和元年12月2日	着工前測量による掘削 土量及びそれに伴う残土 処分量の増
技術企画課 〔八頭県土 整備事務所〕	千代川外災害復旧工事 (30年災109号、222号 及び223号)	八頭郡 智頭町 中原	株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	(当初契約額) 123,336,000円	平成30年12月6日～ 令和元年12月18日	(当初契約年月日) 平成30年12月6日	—
				(第1回変更後契約額) 115,530,840円 (変更額) △7,805,160円		(第1回変更契約年月日) 令和元年10月1日	工事用道路設置に当たり、当初購入土を見込んだが、他工事の発生 土を流用したことによる 工事費の減
						(第2回変更契約年月日) 令和2年3月13日	資材及び労務の不足に より、当初工程での施工 が不可能となつたことによ る工期延伸
技術企画課 〔八頭県土 整備事務所〕	白坪川外災害復旧工事 (30年災137号、138 号、189号、190号、25 号及び268号)	八頭郡 智頭町 西谷	有限会社鷹吉建設 代表取締役 八田 富士夫	(当初契約額) 135,756,000円	平成30年11月29日～ 令和元年12月12日	(当初契約年月日) 平成30年11月29日	資材及び労務の不足に より、当初工程での施工 が不可能となつたことによ る工期延伸
						(第1回変更契約年月日) 令和2年2月28日	

県土整備部

【変更分】		工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
主務課	技術企画課 〔八頭県土整備事務所〕	赤波川外災害復旧工事 (30年災129号、130号、131号、132号及び278号)	八頭郡智頭町板井原	株式会社谷口工務店 代表取締役 谷口 洋一	(当初契約額) 158,760,000円	平成30年11月21日～ 令和元年12月17日	(当初契約年月日) 平成30年11月21日	—
						(変更後工期) 令和2年3月19日	(第1回変更契約年月日) 令和元年12月11日	資材及び労務の不足により、当初工事での施工が不可能となったことによる工期延伸
	技術企画課 〔八頭県土整備事務所〕	波多川外災害復旧工事 (30年災58号、59号、60号、90号及び91号)	八頭郡智頭町波多外	千代建設株式会社 代表取締役 浅井 崇志	(当初契約額) 113,184,000円	平成30年12月12日～ 令和元年12月18日	(当初契約年月日) 平成30年12月12日	・資材及び労務の不足により、当初工事での施工が不可能となったことによる工期延伸 ・仮設工に使用する土砂について、購入土を他工事からの流用土に変更したことによる工事費の減
					(第1回変更後契約額) 109,464,480円 〔 △3,719,520円 変更額〕	(変更後工期) 令和2年3月16日	(第1回変更契約年月日) 令和元年12月12日	—
	技術企画課 〔八頭県土整備事務所〕	千代川災害復旧工事(30年災97号、98号、99号及び100号)	八頭郡智頭町尾見外	株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	(当初契約額) 141,804,000円	平成30年12月6日～ 令和元年12月25日	(当初契約年月日) 平成30年12月6日	資材、労務の不足により、当初工事での施工が不可能となったことによる工期延伸
						(変更後工期) 令和2年3月13日	(第1回変更契約年月日) 令和元年12月13日	—

国土整備部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
技術企画課 〔八頭県土整備事務所〕	土師川外災害復旧工事 (30年災66号、67号、79号、216号、217号及び218号)	八頭郡智頭町木原外	山陰建設株式会社 代表取締役 上田 俊一	(当初契約額) 155,520,000円	平成30年12月10日～ 令和2年1月6日	(当初契約年月日) 平成30年12月10日	-
道路建設課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道178号(岩美道路) 橋梁上部工製作工事(補富高架橋)(補助)	岩美郡岩美町浦富	日本鉄塔工業株式会社広島 営業所 佐藤 秀樹 所長	(当初契約額) 148,284,000円	平成30年9月3日～ 平成31年3月15日	(当初契約年月日) 平成30年9月3日	<p>・資材及び労務の不足による工期延長 により、当初工程での施工が不可能となったことによる間知ブロック積を大型ブロック積に変更したことによる工事費の増</p>

県土整備部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 （西部総合事務所） （日野県土整備局）	県道横田多里線（上萩山2工区）道路改良工事（その5）（交付金改良）（国補正）	日野郡日南町上萩山	有限会社住田組 代表取締役 住田 孝昭	(当初契約額) 105,160,000円 ～ (令和2年1月20日)	令和元年5月10日 ～ 令和元年5月10日	(当初契約年月日) 令和元年5月10日	-
				(第1回変更後契約額) 111,831,500円 〔 （変更額） 6,671,500円〕	(第1回変更後契約年月日) 令和元年12月6日 ～ (令和2年1月20日)	現場発生土が軟弱で盛土材に使用できなかつたため、補強土壁部にて購入土とし、路体盛土部について土質改良を行つたことによる工事費の増	-
治山砂防課 （中部総合事務所） （日野県土整備局）	[はわい]長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)	東伯郡湯梨浜町 [はわい]長瀬	株式会社井木組 代表取締役 井木 敏晴	(当初契約額) 167,940,000円 ～ (令和2年1月6日)	平成31年2月1日 ～ 令和2年1月6日	(当初契約年月日) 平成30年11月7日	-
				(第1回変更後契約額) 195,587,400円 〔 （変更額） 27,647,400円〕	(第1回変更後契約年月日) 令和元年11月5日 ～ (令和2年1月6日)	仮設鋼矢板打設位置で発見された岩塊対応の変更したこと及び堤体背面からの湧水対応で排水作業を追加したことによる工事費の増	-
				(第2回変更後契約額) 200,498,900円 〔 （変更額） 4,911,500円〕	(第2回変更後契約年月日) 令和2年1月31日 ～ (令和2年1月31日)	(第2回変更後契約年月日) 令和2年1月31日 ～ 令和2年1月31日	・波浪により護岸工の背面が洗掘されたため、天端被覆工を追加したことによる工事費の増 ・上記、天端被覆工による工期延伸 による工事費の増